

第63期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

尾家産業株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して
交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付
請求の有無に関わらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを
記載した書面を一律でお送りいたします。

【業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況】

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - （1）取締役会は、取締役会規程に定められた付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定しております。
 - （2）代表取締役社長執行役員は、取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会決議、社内規程に則り、職務を執行しております。
 - （3）取締役会は、法令・定款及び社内規程等に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。
 - （4）監査役は、法令・定款及び別に定める監査基準に基づいて、取締役の職務執行を監査しております。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - （1）使用人がとるべき行動基準・規範を示した「コンプライアンス行動指針」に基づき、適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、違反があった場合は、就業規則等に則り適正に処分いたします。
 - （2）コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。
 - （3）業務執行部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長執行役員及び監査役に適宜報告しております。
 - （4）研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範を使用人へ周知徹底しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、法令及び文書取扱管理規程に基づき文書を作成するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できる状態にして保存及び管理しております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、定期的に、内在するリスクに関する評価と管理を行い、継続的改善を図っております。
- (2) 自然災害、その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態に対する危機管理体制については、規程を整備し社内周知徹底を図るとともに、重要な情報機器はデータセンターに預けて必要な二重化を果たし、業務体制の安全性を確保しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は取締役会における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員の職務範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。
- (2) 代表取締役社長執行役員は、取締役及び執行役員等により構成している営業戦略会議を設置しております。
- (3) 当社の業務執行意思決定機関である常務会は、取締役の職務執行が効率的に行うことができるように週1回開催し、重要事項は全て付議され、業務の進捗についても議論し、時宜を得た対策等も検討しております。

6. 次に掲げる体制その他の会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、代表取締役社長執行役員と意見を交換し、代表取締役社長執行役員直轄の監査室の機能を強化する体制をとります。

(2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請したときは、代表取締役社長執行役員との間で意見を交換し、専任となる適格な人事を行います。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置いていませんが、使用人を置く場合には、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関しては、監査役会の意見を尊重して決定いたします。

9. 監査役の7. の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く場合は、監査役傘下の独立した部署と位置づけ、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものいたします。

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 取締役及び執行役員を含む使用人は、法令が定める事項のほか、監査役の要請に応じて、会社の業務執行状況等を報告することとしております。

(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちに、代表取締役社長執行役員に報告するとともに、監査役に報告することとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は現在、子会社を有していないものの、将来において子会社を有した場合には、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

(1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅延なく当社の監査役会に報告するものいたします。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅延なく当社の監査役会に報告するものいたします。

(3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものいたします。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底いたします。また、報告者ならびに報告内容によっては監査役の判断により、内部通報制度を適用することといたします。当社の内部通報制度では監査役も受付窓口となっており、通報した者が、通報したことによって不利益を受けないこと等、通報者の保護について規定しています。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査に係る費用については、毎期、申告に基づき予算措置を行っています。また、予算計上外の費用発生が見込まれる場合は、事前に報告を受け、監査役の職務の執行に必要と判断されるものについては、追加費用として承認することとしております。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長執行役員と定期的に会合を持ち、監査上の重要問題について意見交換を行っております。
- (2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、内部監査部門に調査を求めています。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 基本的考え方

- ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めてまいります。
- ② 社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ることはいたしません。
- ③ 会社又は自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用いたしません。
- ④ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

人事総務部（総務課）が、この任に当たっております。

② 外部の専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会の淀川ブロック地区会員となっております。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

人事総務部（総務課）が、年3回当局の指導・研修を受けております。

④ 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス行動指針の中に規定しております。

⑤ 研修活動の実施状況

社内電子掲示板での啓蒙、全国会議を通じて徹底を図っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組み

- (1) 管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、当社におけるコンプライアンス上の課題とその対応策について議論しました。
- (2) 担当役員が全国所属長会議及び階層別研修等でコンプライアンスの重要性や意識の向上について講話し、全社への浸透を図りました。事業に係わる重要法令の一つである、下請法（下請代金支払遅延等防止法）については、eラーニングや社内研修等により周知徹底、教育を行いました。
- (3) 各部門、事業所において当社の法令遵守に関する基本方針・行動基準を定めた「コンプライアンス行動指針」の輪読を実施しております。
- (4) 内部通報制度を設置しており、内部通報規程により、通報者が不利益を受けないよう、通報者を保護する体制を整備しております。

2. リスク管理に対する取組み

- (1) リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置しております。
- (2) 重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して内部統制の評価計画を策定し、内部統制が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しました。
- (3) 内部統制委員会は月1回開催し、運用状況や重点課題について報告・議論を行い、半期毎に取締役会へ報告しております。内部統制委員会にはオブザーバーとして常勤監査役が出席し、情報の共有を図っております。

3. 取締役の職務執行体制

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を12回（月1回）定時に開催するほか2回開催し、当事業年度は14回開催しました。
- (2) 取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名と社外監査役3名で運営しております。また、執行役員も出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 取締役会では、四半期毎に取締役等が職務執行状況の報告を行い、取締役の相互において監督を行っております。
- (4) 実効性評価
取締役会全体の実効性評価について全取締役、監査役の自己評価をベースに分析・評価を行いました。その結果を踏まえて、取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでおります。
- (5) 取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
- (6) 常務会は週1回、営業戦略会議は月1回開催し、現場の課題・問題に対して、具体的な対策を協議し、重要案件に関しては取締役会で決定しております。

4. 監査役の職務執行体制

- (1) 当社は、監査役3名を選任しており、1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役（3名全員が社外監査役）により監査役会を構成しております。
- (2) 取締役会には監査役全員が、常務会を含む重要な会議には常勤監査役が出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 月1回、監査役及び社外取締役のみをメンバーとする情報及び意見交換会を実施し、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論を行っており、監査役と社外取締役の連携を図っております。
- (4) 会計監査人とは往査の都度、情報交換、意見交換等を行い、各四半期レビュー及び期末監査終了時に、意見交換を行いました。
- (5) 内部監査部門である監査室とは随時報告を含め意見交換を実施し、緊密な連携を行っております。

【株主資本等変動計算書】 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,305,700	1,233,690	1,233,690	154,131	4,600,000	2,083,566	6,837,697
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△135,717	△135,717
自己株式の取得							
当期純利益						1,633,550	1,633,550
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,497,832	1,497,832
当期末残高	1,305,700	1,233,690	1,233,690	154,131	4,600,000	3,581,399	8,335,530

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△172,221	9,204,865	315,689	315,689	9,520,555
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△135,717			△135,717
自己株式の取得	△163	△163			△163
当期純利益		1,633,550			1,633,550
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			24,506	24,506	24,506
事業年度中の変動額合計	△163	1,497,669	24,506	24,506	1,522,175
当期末残高	△172,384	10,702,535	340,195	340,195	11,042,731

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品……………月次総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

及び投資不動産……………定率法

主な耐用年数

建物 6～50年

建物附属設備 6～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

リース資産……………定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することといたしております。

取締役、監査役及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2022年6月24日開催の取締役会において、役員退職慰労金支給規程の改定を決議し、取締役、監査役と同様に執行役員についても支給することになったため、当事業年度より役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

役員退職慰労引当金……………

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食等の外食業態、病院・高齢者施設等のヘルスケアフード業態及びテイクアウト・デリバリー等の中食業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、プライベートブランド商品(PB商品)の開発・販売も行っております。

これらの商品の販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に關する注記

従来、不動産賃貸収入及び不動産賃貸原価については、「営業外収益」の「受取賃貸料」及び「営業外費用」の「賃貸費用」に計上しておりましたが、当事業年度より、「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更いたしました。

当該変更は、当社の事業所倉庫の有効活用を図り、安定的収益を得る目的として、倉庫業を主要事業の一つとして位置づけるため、当社定款の事業目的を変更したことに伴い、事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に表示していた166,766千円のうち倉庫業に係る収入144,274千円は「売上高」に、「営業外費用」の「賃貸費用」に表示していた118,924千円のうち倉庫業に係る費用111,182千円は「売上原価」の「不動産賃貸原価」として表示する方法に変更しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「投資不動産」に表示していた569,473千円のうち525,913千円は、「有形固定資産」の「建物」142,293千円、「建物附属設備」94,018千円、「構築物」11,967千円、「機械及び装置」59,677千円、「工具、器具及び備品」4,088千円、「土地」213,868千円として表示する方法に変更しております。「投資その他の資産」の「減価償却累計額」に表示していた△251,071千円は、「有形固定資産」の「建物」の「減価償却累計額及び減損損失累計額」△87,560千円、「建物附属設備」の「減価償却累計額及び減損損失累計額」△90,114千円、「構築物」の「減価償却累計額及び減損損失累計額」△11,559千円、「機械及び装置」の「減価償却累計額及び減損損失累計額」△57,748千円、「工具、器具及び備品」の「減価償却累計額及び減損損失累計額」△4,088千円として表示する方法に変更しております。

4. 重要な会計上の見積りに關する注記

【繰延税金資産の回収可能性】

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前1,560,154千円から評価性引当額1,078,853千円控除後）481,301千円（繰延税金負債と相殺後の純額は繰延税金資産289,449千円であります）。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の判定を行い、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、スケジューリングによる将来加算一時差異との相殺見込額及び将来の収益力に基づく課税所得見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、取締役会により承認された翌事業年度の事業計画を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、外食業態を中心とした売上高の見込みです。当社の主要取引先である外食産業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けてきましたが、国内需要水準は業態による差はあるものの着実に回復が見られ、更にインバウンド需要の回復も見込まれます。そのため、足元の回復状況を踏まえ、更なる需要が見込まれると仮定し、コロナ禍以前の実績等を考慮した見込みとしております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費行動の変化を踏まえた最善の見積りによって決定されておりますが、外部環境や市況の変化等により影響を受ける可能性があるため、売上高見込みが変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,615,717千円

(2) 圧縮記帳額

取用等により取得した有形固定資産の取得価額から、控除している圧縮記帳額は1,278,392千円であります。

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 9,255,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 207,260株

(3) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月24日 取締役会	普通株式	45,239千円	5円	2022年3月31日	2022年6月8日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	90,478千円	10円	2022年9月30日	2022年12月9日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月24日 取締役会	普通株式	180,954千円	利益剰余金	20円	2023年3月31日	2023年6月8日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、主に内部留保資金を充当することを基本としております。
必要な場合は銀行借入を行う方針です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額13,965千円）は、下記の「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 売掛金	13,376,403	13,376,403	—
② 未収入金	1,604,275	1,604,275	—
③ 投資有価証券	886,495	886,495	—
④ 差入保証金	2,208,810	2,109,697	△99,113
⑤ 買掛金	(14,935,382)	(14,935,382)	—
⑥ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,048,457)	(1,044,829)	(△3,627)

負債に計上されているものは（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる
資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、
レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを
用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して
算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	886,495	—	—	886,495

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	13,376,403	—	13,376,403
未収入金	—	1,604,275	—	1,604,275
差入保証金	—	2,109,697	—	2,109,697
買掛金	—	(14,935,382)	—	(14,935,382)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	(1,044,829)	—	(1,044,829)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①売掛金 ②未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は証券取引所の価格によっております。

④差入保証金

差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを適切な利率を用いて割り引いて現在価値を算定しております。

⑤買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

未払事業税	34,558千円
退職給付引当金	545,965千円
賞与引当金	183,480千円
減損損失	189,429千円
役員退職慰労引当金	40,668千円
減価償却超過額	126,456千円
資産除去債務	230,969千円
会員権評価損	4,332千円
投資有価証券評価損	17,091千円
貸倒引当金	16,111千円
税務上の繰越欠損金	111,927千円
その他	59,162千円
小計	1,560,154千円
評価性引当額	△1,078,853千円
繰延税金資産合計	481,301千円
資産除去債務に対応する除去費用	△54,420千円
その他有価証券評価差額金	△137,340千円
繰延税金負債合計	△191,851千円
繰延税金資産の純額	289,449千円

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	常温食品	冷蔵食品	冷凍食品	酒類	非食品	倉庫業	合計
東日本地区	10,181,030	4,374,973	14,787,489	172,214	928,920	—	30,444,627
中日本東部地区	5,547,258	1,930,506	8,592,993	58,457	204,116	—	16,333,331
中日本西部地区	11,445,297	2,701,487	16,743,203	159,099	688,224	—	31,737,312
西日本地区	5,006,369	1,109,667	9,007,920	49,918	305,594	—	15,479,470
その他	318,722	141,974	157,000	47,970	23,774	—	689,441
顧客との契約から生じる収益	32,498,677	10,258,608	49,288,607	487,659	2,150,630	—	94,684,184
その他の収益	—	—	—	—	—	149,742	149,742
外部顧客への売上高	32,498,677	10,258,608	49,288,607	487,659	2,150,630	149,742	94,833,926

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 収益を理解するための基礎となる情報は、
 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に
 記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,220円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	180円55銭

11. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付引当金給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります）では、勤務期間と等級、評価に応じて積み上がったポイントに基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります）では、勤務期間と等級、評価に応じて積み上がったポイントに基づいた一時金を支給しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,327,834千円
勤務費用	186,707千円
数理計算上の差異の発生額	△122,571千円
退職給付の支払額	△136,210千円
退職給付債務の期末残高	3,255,759千円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,476,306千円
期待運用収益	13,286千円
数理計算上の差異の発生額	△36,787千円
事業主からの拠出額	67,550千円
退職給付の支払額	△61,292千円
年金資産の期末残高	1,459,063千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,640,922千円
年金資産	△1,459,063千円
	181,858千円
非積立型制度の退職給付債務	1,614,837千円
未積立退職給付債務	1,796,695千円
未認識数理計算上の差異	△11,326千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,785,369千円
退職給付引当金	1,785,369千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	186,707千円
期待運用収益	△13,286千円
数理計算上の差異の費用処理額	26,974千円
確定給付制度に係る退職給付費用	200,394千円

⑤ 年金資産に関する事項

1. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	19%
株式	5%
一般勘定	74%
その他	2%
合計	100%

2. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.0%
長期期待運用収益率	0.9%
予想昇給率	2.5%

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。